

## 告 示

### 埼玉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・五・三十二号一本松通り線

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字下新田字一本松の一部、坂戸市大字厚川字諏訪、字石塚及び字

一本松の各一部

#### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、鶴ヶ島市都市計画課、坂戸市都市計画課

#### 四 縦覧期間

令和元年十月一日から令和元年十月十五日まで